制度・運用

入札参加申請時の添付資料、入札時の工事費内訳書はどのように作成すればいいのですか？

入札情報サービスに添付されているファイルをダウンロードし、必要事項を入力して、
自分のパソコンの指定のフォルダに保存してください。
共通で使用する様式は「入札情報サービス（工事関係）」のページの
「入札関連様式集」にありますので必要に応じてダウンロードしてください。
なお、内訳書につきましては、「工事費内訳書（見積用）」が添付されていない場合は
任意のものでいいか発注機関にお問い合わせください。
独自の設計積算ソフトで作成されたファイルを提出する場合であってもファイル形式は
運用基準に定められている形式で提出してください。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
<三重県公共事業電子調達運用基準>
・「1-1 運用基準」の1-1-1 三重県公共事業電子調達運用基準 （9-1 関係書類の作成方法について）
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

一意的なソリューション ID: #128
製作者: n/a
最終更新: 2026-09-18 09:29

© 2026 三重県電子調達システム <0> | 2026-11-23 07:33
URL: https://mie.efftis.jp/24000/faq/content/0cat=34/128/ja/入札参加申請時の添付資料、入札時の工事費内訳書はどのように作成すればいいのですか？.html